

# 上士幌町地域防災計画

## — 資料編 —

上士幌町防災会議



## ■ 目 次 ■

### [ 1 . 条例及び協定等 ]

「条例 1」 上士幌町防災会議条例.....	1
「条例 2」 上士幌町災害対策本部条例.....	3
「協定 1」 災害対策の協力に関する協定書.....	4
「協定 2」 災害時における応急生活物資の確保に関する協定書（セブンイレブン上士幌町店） .....	7
「協定 3」 災害時における応急生活物資の確保に関する協定書（ローソン上士幌町店） ...	9
「協定 4」 災害時における郵便局と上士幌町の協力に関する協定書.....	11
「協定 5」 災害時における郵便局と上士幌町の協力に関する協定を変更する協定書..	12
「協定 6」 災害発生時の情報収集等の協力に関する協定書.....	13
「協定 7」 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定.....	14
「協定 8」 北海道広域消防相互応援協定.....	16
（別記）北海道災害義援金募集（配分）委員会会則 .....	18

### [ 2 . 別表等 ]

4-0-1 「別表 1」 水防区域.....	20
4-0-2 「別表 2」 地すべり・がけ崩れ等危険区域（急傾斜地崩壊危険区域） .....	20
4-0-3 「別表 3」 土石流危険区域.....	21
4-0-4 「別表 4」 市街地における低地帯の浸水予想区域.....	22
4-0-5 「別表 5」 危険物取扱所及び貯蔵所.....	23
4-1-1 「別表 1」 防災用機材・資材在庫一覧.....	26
4-3-1 「別表 1」 除雪機械保有数一覧.....	27
4-7-1 「別表 1」 消防施設整備状況.....	28
4-9-1 「別表 1」 指定避難所及び避難場所.....	31
5-1-3 「別表 1」 被害状況判定基準.....	32
5-27-1 「別表 1」 ヘリコプター発着可能地.....	36
5-33-1 「別表 1」 災害応急金融計画（大要） .....	37

### [ 3 . 様式等 ]

3-2-1 「様式 1」 気象予警報等受理票.....	50
5-1-1 「様式 1」 災害情報.....	51
5-1-2 「様式 2」 被害状況報告.....	53
5-3-1 「別表第 1 号様式」 .....	55
5-3-2 「別表第 2 号様式」 .....	55
5-3-3 「別表第 3 号様式」 .....	56
5-3-4 「別表第 4 号様式」 .....	56
5-3-5 「別表第 5 号様式」 .....	57
5-3-6 「別表第 6 号様式」 .....	57
5-4-1 「様式 1」 避難所収容台帳（避難所） .....	58
5-4-2 「様式 2」 避難所設置及び収容状況（上士幌町） .....	59
5-7-1 「様式 1」 規制の標識等.....	60
5-7-2 「様式 1」 緊急通行車両確認証明書.....	61

■ 目 次 ■

5-12-1 「様式 1」 世帯構成員別被害状況.....	62
5-12-2 「様式 2」 物資購入（配分）計画表.....	63
5-12-3 「様式 3」 物資受払簿.....	64
5-12-4 「様式 4」 物資給与及び受領簿.....	65
5-12-5 「様式 5」 物資の給与状況.....	66
5-27-1 「様式 1」 消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票.....	67
5-27-2 「様式 2」 救急患者の緊急搬送情報伝達票.....	68
5-28-1 「様式 1」 自衛隊の災害派遣要請について.....	69
5-28-2 「様式 2」 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について.....	70

[ 4 . 別図等 ]

4-0-0 「別図 1」 災害危険区域位置図.....	71
-----------------------------	----

「条例 1」上士幌町防災会議条例

上士幌町防災会議条例

昭和37年12月27日

条例第19号

改正 平成7年12月14日条例第18号 平成9年12月26日条例第35号  
平成12年3月28日条例第31号 平成15年2月26日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、上士幌町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事項及び組織を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 防災会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 上士幌町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 上士幌消防署長及び上士幌消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数はそれぞれ2人、1人、1人、8人、2人及び1人とする。
- 7 第5項各号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月14日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年12月26日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第31号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年2月26日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 第1条(中略)の規定 平成15年4月1日

(3)～(8) (略)

「条例 2」上士幌町災害対策本部条例

上士幌町災害対策本部条例

昭和37年12月27日  
条例第20号

改正 平成12年 3月28日 条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、上士幌町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に所属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日 条例第31号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 「協定 1」災害対策の協力に関する協定書

### 災害対策の協力に関する協定書

上士幌町（以下「甲」という。）と上士幌町建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において、甲乙双方が効果的に提携協力し、迅速な応急対策や災害発生のおそれの未然防止を目的として、次のとおり災害対策の協力に関する協定（以下「協定」という。）を定めるものとする。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震及び大雨風水害など自然現象による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲と乙が提携協力して被害の拡大や未然防止にあたるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、自然現象による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙に対し協力要請を行うこととする。

（協力体制）

第 3 条 乙は、甲から協定に基づく協力要請があった場合に備えて、上士幌町建設業協会災害協力本部（以下「協力本部」という。）を設置し、乙が別に定める「協力体制表」により迅速に現況を確認し、情報管理責任者（事務局長）を通じ甲に報告する。

（協力事項）

第 4 条 甲の要請により乙が協力する事項は、次のとおりとする。

- （1）危険個所、及び災害発生のおそれの危険個所の巡回パトロールの実施。
- （2）道路決壊個所等における、簡易な通行止めバリケードの敷設。
- （3）災害発生個所、及び危険個所に関する情報の提供等。

（有効期限）

第 5 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。

但し、協定の有効期限満了の日の 30 日前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、この協定は有効期限満了の日の翌日から起算して 1 年間延長するものとして、以降同様とする。

（損害負担）

第 6 条 第 4 条の乙の協定事項の実施に伴い、乙に損害が生じた場合や、第 3 者に損害を及ぼした場合は、乙の責任において処理するものとする。

（その他）

第 7 条 この協定に定めのない事項は、甲、乙双方が協議してこれを定めるものとする。

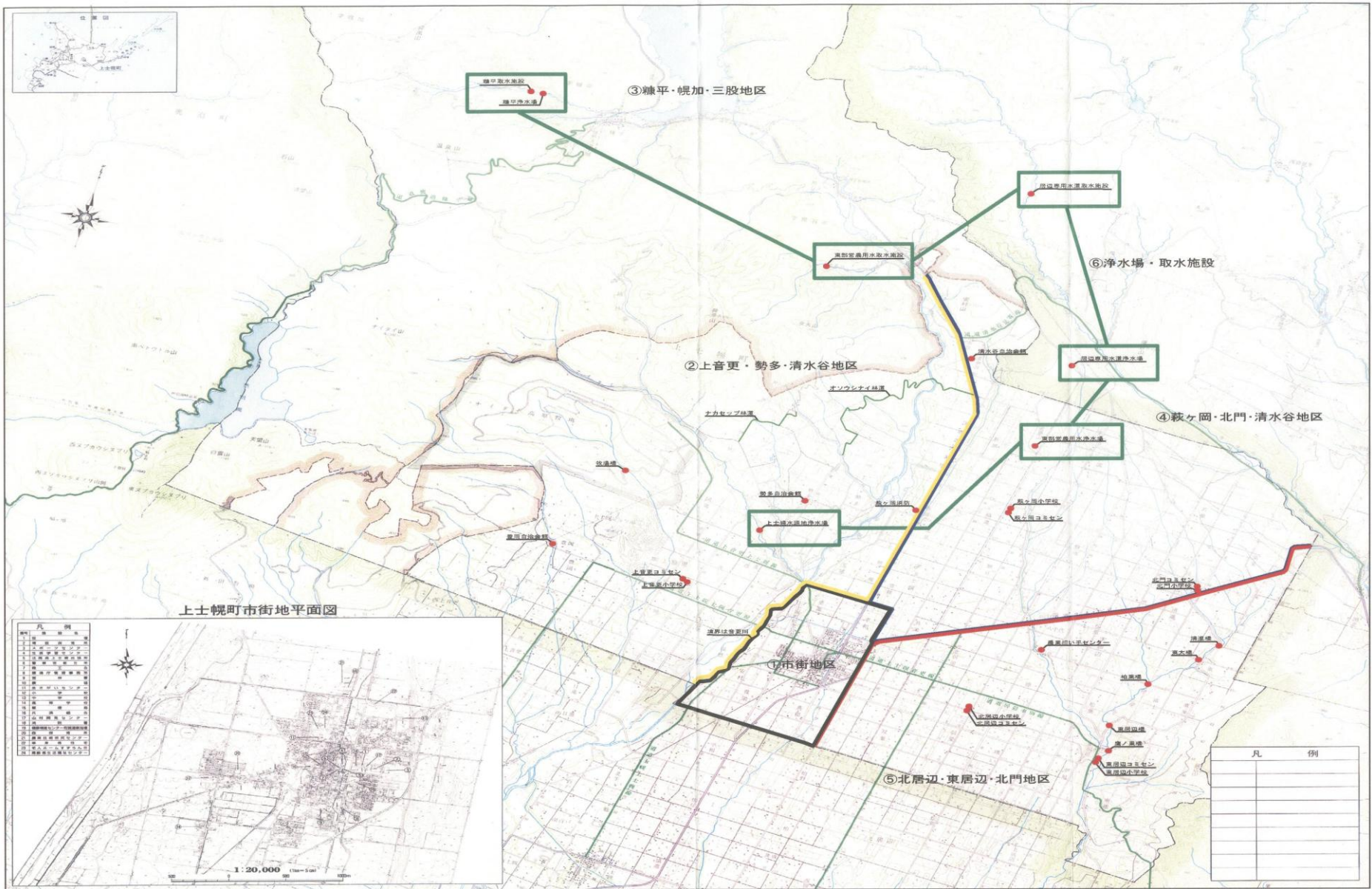
この協定の証として、本書を 2 通作成し甲、乙双方が記名捺印の上、それぞれ各 1 通保有するものとする。

平成 16 年 2 月 24 日

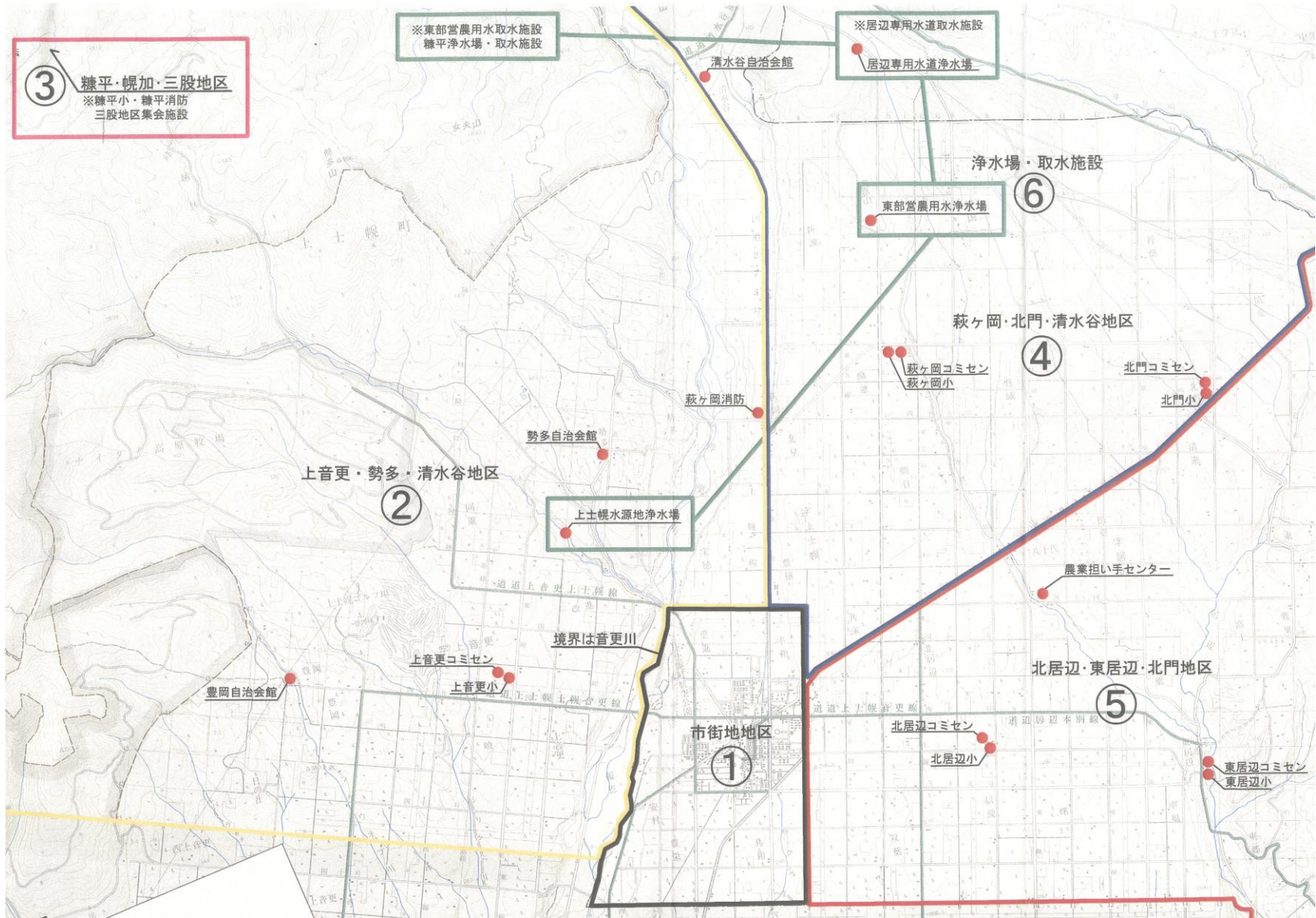
甲 上士幌町長 竹 中 貢  
乙 上士幌町建設業協会  
会長 川 村 文雄



[上士幌町建設業協会災害協力実施系統図] パトロール図① (原本はA3版カラー図)



パトロール図②（原本はA3版カラー図）



「協定 2」災害時における応急生活物資の確保に関する協定書（セブンイレブン上士幌町店）

災害時における応急生活物資の確保に関する協定書

上士幌町（以下「甲」という。）とセブンイレブン上士幌町店（以下「乙」という。）とは、災害時において必要な応急生活物資の確保の協力について、次のように協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して応急生活物資を確保し、町民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（要請）

第 2 条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（1）乙が保有している応急生活物資の供給、運搬及び情報の提供

（2）甲が必要とする応急生活物資の仕入れ、運搬及び情報の提供

2 前項の要請は、甲が行うものとする。ただし、災害の状況により緊急を要する場合は、上士幌町災害対策本部長（町長）の指定する者においても、乙に要請することができるものとする。

（応急生活物資）

第 3 条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、次のとおりとする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定した物資

（要請の方法）

第 4 条 甲からの要請は、文書をもって行うものとする。ただし、災害の状況により緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、事後において速やかに文書を交付するものとする。

2 甲と乙とは、連絡体制・連絡方法・連絡手段等について支障をきたさぬよう、日頃から点検や改善に努めるものとする。

（費用の負担）

第 5 条 第 2 条の規定により乙が供給した応急生活物資及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担する。

（支払）

第 6 条 甲は、乙から費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

第 7 条 甲が負担する価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上で決定する。

（協定の期間）

第 8 条 この協定の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（協議）

第 9 条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自 1 通を保有する。

甲 河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 2 3 8 番地  
上士幌町長 竹 中 貢

乙 河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 2 3 3 番地  
セブンイレブン上士幌町店  
松 岡 正 俊

[別表]

災害時応急生活物資

(セブンイレブン上士幌町店)

品 目 名	
食料品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菓子パン、調理パン、食パン</li> <li>・弁当、おにぎり</li> <li>・缶詰（イーザーオープン缶）</li> <li>・レトルト食品（ご飯）</li> <li>・レトルト食品（惣菜）</li> <li>・米、麺類、野菜、肉、魚類</li> <li>・インスタントラーメン</li> <li>・バター、ジャム</li> <li>・育児用ミルク</li> <li>・インスタント味噌汁</li> </ul>
飲料品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛乳</li> <li>・ミネラルウォーター（ペットボトル）</li> <li>・ウーロン茶、緑茶（ペットボトル）</li> <li>・緑茶、コーヒー、紅茶等</li> </ul>
その他物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙おむつ（幼児用、大人用）</li> <li>・生理用品</li> <li>・トイレットペーパー</li> <li>・ティッシュペーパー</li> <li>・ウェットティッシュ</li> <li>・下着、靴下</li> <li>・使い捨てコップ、食器</li> <li>・懐中電灯、乾電池</li> <li>・粘着テープ</li> <li>・ビニールシート</li> <li>・洗顔用具（タオル、歯ブラシ等）</li> <li>・洗濯用具（洗剤、洗濯バサミ）</li> <li>・裁縫セット</li> <li>・文房具</li> <li>・使い捨てカイロ</li> <li>・ライター、ろうそく</li> <li>・雨具</li> </ul>

- (1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目を基準として、災害の規模などの状況に応じて調達する。
- (2) 品目は、上記の他に甲乙協議の上で必要なものを、その都度指定することができる。

「協定 3」災害時における応急生活物資の確保に関する協定書（ローソン上士幌町店）

災害時における応急生活物資の確保に関する協定書

上士幌町（以下「甲」という。）とローソン上士幌町店（以下「乙」という。）とは、災害時において必要な応急生活物資の確保の協力について、次のように協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して応急生活物資を確保し、町民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（要請）

第 2 条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（1）乙が保有している応急生活物資の供給、運搬及び情報の提供

（2）甲が必要とする応急生活物資の仕入れ、運搬及び情報の提供

2 前項の要請は、甲が行うものとする。ただし、災害の状況により緊急を要する場合は、上士幌町災害対策本部長（町長）の指定する者においても、乙に要請することができるものとする。

（応急生活物資）

第 3 条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、次のとおりとする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定した物資

（要請の方法）

第 4 条 甲からの要請は、文書をもって行うものとする。ただし、災害の状況により緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、事後において速やかに文書を交付するものとする。

2 甲と乙とは、連絡体制・連絡方法・連絡手段等について支障をきたさぬよう、日頃から点検や改善に努めるものとする。

（費用の負担）

第 5 条 第 2 条の規定により乙が供給した応急生活物資及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担する。

（支払）

第 6 条 甲は、乙から費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

第 7 条 甲が負担する価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上で決定する。

（協定の期間）

第 8 条 この協定の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（協議）

第 9 条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自 1 通を保有する。

甲 河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 2 3 8 番地  
上士幌町長 竹 中 貢

乙 河東郡上士幌町字上士幌東 2 線 2 2 1 番地  
ローソン上士幌町店  
金 野 一 男

[別表]

災害時応急生活物資

(ローソン上士幌町店)

	品 目 名	
食料品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菓子パン、調理パン、食パン</li> <li>・弁当、おにぎり</li> <li>・缶詰（イーザーオープン缶）</li> <li>・レトルト食品（ご飯）</li> <li>・レトルト食品（惣菜）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米、麺類、野菜、肉、魚類</li> <li>・インスタントラーメン</li> <li>・バター、ジャム</li> <li>・育児用ミルク</li> <li>・インスタント味噌汁</li> </ul>
飲料品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛乳</li> <li>・ミネラルウォーター（ペットボトル）</li> <li>・ウーロン茶、緑茶（ペットボトル）</li> <li>・緑茶、コーヒー、紅茶等</li> </ul>	
その他物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙おむつ（幼児用、大人用）</li> <li>・生理用品</li> <li>・トイレットペーパー</li> <li>・ティッシュペーパー</li> <li>・ウェットティッシュ</li> <li>・下着、靴下</li> <li>・使い捨てコップ、食器</li> <li>・懐中電灯、乾電池</li> <li>・粘着テープ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニールシート</li> <li>・洗顔用具（タオル、歯ブラシ等）</li> <li>・洗濯用具（洗剤、洗濯バサミ）</li> <li>・裁縫セット</li> <li>・文房具</li> <li>・使い捨てカイロ</li> <li>・ライター、ろうそく</li> <li>・雨具</li> </ul>

- (1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目を基準として、災害の規模などの状況に応じて調達する。
- (2) 品目は、上記の他に甲乙協議の上で必要なものを、その都度指定することができる。

## 「協定 4」災害時における郵便局と上士幌町の協力に関する協定書

### 災害時における郵便局と上士幌町の協力に関する協定書

上士幌町内の郵便局（以下「甲」という。）と上士幌町（以下「乙」という。）は、上士幌町内において災害が発生し、町民生活に多大な被害が生じた場合に、甲及び乙が相互に支援、協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第 1 条 この定義において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（協力要請）

第 2 条 甲及び乙は、上士幌町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は相互に協力を要請することができる。

- （1）災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置
- （2）甲が所有し、又は管理する施設及び避難場所、物資集積所等としての提供
- （3）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- （4）甲又は乙が収集した被災町民の避難先及び被災状況に係わる情報の相互提供
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（協力の実施）

第 3 条 甲又は乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（上士幌町災害対策本部への参加）

第 4 条 乙は上士幌町災害対策本部への職員の派遣を甲に対して要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第 5 条 甲及び乙は、安否情報及び災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第 6 条 甲は、乙の防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第 7 条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第 8 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては上士幌郵便局副局長、乙においては上士幌町役場企画課長とする。

（協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し質疑が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙両者が記名のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 10 年 5 月 6 日

甲 上士幌町内郵便局代表  
上士幌郵便局長 松 浦 政 一

乙 上士幌町長  
西 尾 敏 幸

「協定 5」災害時における郵便局と上士幌町の協力に関する協定を変更する協定書

災害時における郵便局と上士幌町の協力に関する協定を変更する協定書

上士幌町内の郵便局（以下「甲」という。）と上士幌町（以下「乙」という。）とは、平成10年5月6日甲と乙との間に締結した災害時における郵便局と上士幌町の協力に関する協定（以下「原協定」という。）を次のように変更する協定を締結する。

原協定第8条中「上士幌町役場企画課長」を「上士幌町総務課長」に改める。

本協定により変更された部分を除き、原協定の各条項、依然としてその効力を保持する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年4月1日

甲	上士幌町内郵便局代表			
	上士幌郵便局長	松	浦	政 一
乙	上士幌町長	竹	中	貢



## 「協定 6」 災害発生時の情報収集等の協力に関する協定書

### 災害発生時の情報収集等の協力に関する協定書

上士幌町（以下「甲」という。）と上士幌アマチュア無線クラブ非常通信連絡会（以下「乙」という。）とは、災害発生時に情報収集等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害発生時に甲が行う情報収集等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害発生時に、乙に対して協力を要請する。

（協力体制）

第 3 条 乙は、甲から協定に基づく協力要請があった場合に備えて、協力体制を整備する。

（協力事項）

第 4 条 甲の要請により乙が協力する事項は、次のとおりとする。

（1）災害情報の収集、報告及び伝達等の実施。

（損害負担）

第 5 条 前条の乙の協力事項の実施に伴い、乙に損害が生じた場合や第三者に損害を及ぼした場合は、乙の責任において処理する。

（協定の期間）

第 6 条 この協定の期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、協定の期間満了の日の 30 日前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、この協定は期間満了の日の翌日から起算して 1 年間延長するものとして、以降同様とする。

（協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 18 年 9 月 28 日

甲 河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 2 3 8 番地  
上士幌町長 竹 中 貢

乙 河東郡上士幌町字上士幌東 2 線 2 3 6 番地  
上士幌アマチュア無線クラブ非常通信連絡会  
会 長 野々村 三 郎

## 「協定 7」 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

### 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、道内において災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 67 条第 1 項及び第 68 条第 1 項の規定に基づく道及び市町村相互の応援(以下「応援」という。)を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第 2 条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(地域区分)

第 3 条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

(道の役割)

第 4 条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

(連絡担当部局)

第 5 条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(応援の要請の区分)

第 6 条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第 1 要請被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第 2 要請被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第 3 要請被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

(応援の要請の手続)

第 7 条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第 2 条第 3 号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第 2 条第 4 号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあっては、その旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前 2 項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第 1 要請及び第 2 要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第 8 条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該

経費を一時繰替支弁するものとする。

- 3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であつて必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があつたものとみなす。

- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。

但し、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成9年11月5日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成9年11月5日

北海道  
北海道知事  
北海道市長会  
北海道市長会長  
北海道町村会  
北海道町村会長

地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町
後志支庁	後志支庁管内の市町村
空知支庁	空知支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村
宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
網走支庁	網走支庁管内の市町村
胆振支庁	胆振支庁管内の市町村
日高支庁	日高支庁管内の町
十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
根室支庁	根室支庁管内の市町

「協定 8」北海道広域消防相互応援協定

北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。  
（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援

(2) 航空応援回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ 第 3 要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第 1 要請、第 2 要請、第 3 要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- 3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等(以下「応援側」という。)の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
  - (2) 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)
  - (3) 車両及び機械器具の修理費
  - (4) 消耗品の補充費(現地で調達したものを除く。)
- 2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
- 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
  - (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第12条 この規定の定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附則(平成6年7月25日締結)

この協定は平成6年8月1日から施行する。

地域	構成市町等
道東地方	釧路市、帯広市、根室市、留辺蘂町、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路西部消防組合、根室北部消防事務組合

(注 道東以外の地域については、略)

(別記) 北海道災害義援金募集(配分)委員会会則

(別記) 北海道災害義援金募集(配分)委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第31条の2第2項に基づき北海道における災害義援金の募集並びに配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集(配分)委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部(以下「日赤道本部」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道本部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(会議)

第6条 委員会は会長が必要と認めるとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(委員)

第7条 義援金募集(配分)要綱は別紙(別記2)要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は昭和57年9月1日から実施する。

災害義援金品募集北海道地方委員会会則(昭和23年9月25日制定)は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集(配分)業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託(注)を受けている日本赤十字北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)に関する委託協定(昭和34年9月1日 甲 北海道知事 乙 日赤北海道支部長)

## 別紙（別記2）災害義援金事業（配分）要綱骨子

北海道災害義援金募集（配分）委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集（配分）要綱名  
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金募集（配分）要綱」とする。
- 2 実施主体  
北海道災害義援金募集（配分）委員会とする。（事務局：日本赤十字社北海道支部）
- 3 構成団体  
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨  
都度委員会において定める。
- 5 義援金の種別  
募集する義援金は原則として現金とする。  
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
- 6 募集期間  
都度委員会において定める。
- 7 損金等の取扱い  
委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
- 8 義援金の受付窓口  
各構成団体（同地方組織を含む）の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
- 9 受領書の発行  
各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。  
但し、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書（免税領収書）の発行手続きをとるものとする。
- (2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金  
各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。
- 11 配分方法  
委員会口座に送金された義援金（預金利子を含む）は募集期間終了後速やかに委員会を開催し協議の上適正に被災市町村長又は都府県知事若しくは日赤支部長・地区本部長、地区長等に配分する。
- 12 広報・周知  
義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においては、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。
- (2) 義援金の募集成績は概ね1ヶ月2回程度集計し、又配分結果についてはその都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。
- 13 義援品の取扱い  
義援品は原則として取り扱わない。
- 14 経費  
各構成団体が義援金を募集するに当たって必要とする諸経費については、その団体が負担する。
- (2) 被災地への義援金送料等については委員会において定める。但しこれらの費用を義援金より支出することは原則として行なわない。
- 15 その他  
本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

4-0-1 「別表 1」 水防区域

(平成 19 年 6 月現在)

番号	危険区域							予想される被害				整備計画			
	一連	図面	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離 (Km)	危険区域 延長(m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共施 設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
	1		上土幌町	東居辺地区	十勝川	居辺川			決壊					道	

※ 出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第 1 表～第 6 表より該当項目を掲載。

4-0-2 「別表 2」 地すべり・がけ崩れ等危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）

(平成 19 年 6 月現在)

番号	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況				整備計画					
	一連	図面	市町村名	地区名	場所	危険区域 面積(ha)	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	指定 機関	法令名	指定 年月日	指定 番号	危険区域との 関連	実施 機関	概要	
															全部	一部		
	1		上土幌町	下村の沢	上音更	1.0		側溝	町道	畑3ha						道水産林務部	一部実施済	
	2		上土幌町	下村の沢 第2	上音更	1.0	1		町道	畑5ha						道水産林務部	計画検討中	
	3		上土幌町	下村の沢 第3	上音更	1.0	2									道水産林務部	一部実施済	
	4		上土幌町	水道の沢	上音更	1.0		水道1	町道							道水産林務部	一部実施済	
	5		上土幌町	町有林の 沢	勢多	5.0				畑2ha						道水産林務部	一部実施済	
	6		上土幌町	東泉園の 沢	上音更	3.0	1									道水産林務部	一部実施済	
	7		上土幌町	高木の沢	上音更	1.0				畑3ha						道水産林務部	一部実施済	
	8		上土幌町	町有林の 沢	勢多	7.9				畑3ha	農林省	森林法	S44.6.3 0	968		道水産林務部	一部実施済	
	9		上土幌町	三沢の沢	勢多	9.9	2		町道	畑15ha	農林省	森林法	S47.12. 23	2457		道水産林務部	一部実施済	
	10		上土幌町	勢多の沢	勢多川	1.8		橋2基	町道		農林省	森林法	S48.12. 14	2505		道水産林務部	一部実施済	
	11		上土幌町	浜名の沢	上音更	9.0			町道	畑23ha	農林省	森林法	S53.6.7	694		道水産林務部	一部実施済	
	12		上土幌町	渡部の沢	上音更	1.0	1		町道	畑5ha						道水産林務部	一部実施済	
	13		上土幌町	松岡の沢	上音更	0.7				畑3ha	農林省	森林法	S55.12. 4	2935		道水産林務部	一部実施済	
	14		上土幌町	2の沢	居辺	52.7			町道		農林省	森林法	S59.1.2 7	273		道水産林務部	一部実施済	
	15		上土幌町	居辺東の 沢	居辺	4.3	2		町道	畑3ha	農林省	森林法	H3.5.23	686		道水産林務部	一部実施済	
	16		上土幌町	高木の沢	上音更	0.7				畑3ha	農林省	森林法	H6.2.4	242		道水産林務部	一部実施済	
	17		上土幌町	浜名の沢 A	上音更	1.0	1			畑3ha	農林省	森林法	H6.2.4	242		道水産林務部	一部実施済	
	18		上土幌町	浜名の沢 B	上音更	2.0			町道	畑2ha	農林省	森林法	H6.2.4	242		道水産林務部	一部実施済	
	19		上土幌町	シリクニ の沢	シリクニ 川	111.3				畑200 ha						道水産林務部	一部実施済	
	20		上土幌町	佐藤の沢	居辺川	1.5			町道							道水産林務部	一部実施済	
	21		上土幌町	勢多東の 沢	勢多	1.0	1		町道	畑2ha						町	実施済	



番号	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画				
	一連	図面	市町村名	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
															全部	一部		
	22		上土幌町		黒石平													
	23		上土幌町		幌加1													
	24		上土幌町		幌加2													
	25		上土幌町	渡部の沢2	上音更	1.0			町道								道水産林務部	一部実施済

※ 出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第1表～第6表より該当項目を掲載。

#### 4-0-3「別表3」土石流危険区域

(平成19年6月現在)

番号	危険区域の現況							予想される被害					整備計画				
	一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度 溪流番号	溪流概況		砂防指定地 指定番号・年 月日	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
									溪流長 (km)	面積 (ha)							
	1		上土幌町	豊岡	十勝川	サンケウ オップ川	サンケウ オップ川	(総点 検)1688	1.23	0		2				道(建設 部)	
	2		上土幌町	糠平	十勝川	富の沢 川	駅の沢 川	(総点 検) 1689	0.89	3.9		3	鉄道 資料 館1	国道273号糠 平湖畔線		道(建設 部) 林野庁	
	3		上土幌町	糠平	十勝川	寺の沢 川	寺の沢 川	(総点 検) 1690	0.48	12.8	39号 H3.1.10	9	郵便 局1	国道273号	寺院 1	道(建設 部)	一部実施済 計画検討中
	4		上土幌町	糠平	十勝川	大雪川	スキー 場の沢 川	(総点 検) 1691	0.46	14.8		5	官公 庁1	糠平南区2・3 号線	旅館 1	道(建設 部) 林野庁	計画検討中
	5		上土幌町	糠平	十勝川	和泉川	八千代 沢川 左の沢 川	(総点 検) 1692	1.05	28.0				国道273号	スキ ー場 ロッジ 1	道(建設 部) 林野庁	治山工事 S 52～H元年 完了
	6		上土幌町	糠平	十勝川	八千代 沢川	八千代 沢川	(総点 検) 1693	1.26	50.8		3		国道273号	旅館 2	道(建設 部) 林野庁	治山工事 S 48年実施済
	7		上土幌町	糠平	十勝川	一の沢 川	一の沢 川	(総点 検) 1694	2.94	46.6		5	官公 庁1 小学 校1	国道273号		道(建設 部) 林野庁	治山工事 S 51年実施済
	8		上土幌町	三股	十勝川	中の川	中の川	(総点 検) 1695	1.35	0						道(建設 部) 林野庁	
	9		上土幌町	幌加	十勝川	音更川	八の沢 川	(総点 検) 1696	1.26	(22.3) 30.5						道(建設 部) 林野庁	治山工事 S 62～H3年完 了
	10		上土幌町	北門	十勝川	居辺川	四十五 号 沢川	(総点 検) 1702	0	0		1		町道東17線		道(建設 部)	
	11		上土幌町	豊岡	十勝川	サンケウ オップ川	二号の 川		2.84			1			旅館 1	道(建設 部)	
	12		上土幌町	居辺	十勝川	芽登川	2の沢		0.6	4.0				道道		道(水産 林務部)	一部実施済
	13		上土幌町	勢多	十勝川	音更川	三沢の 沢		0.6	2.0		2		町道勢多中央 線他		道(水産 林務部)	一部実施済
	14		上土幌町	居辺東	十勝川	居辺川	居辺東 の沢		0.6	6.0		2		町道上居辺原 野線		道(水産 林務部)	一部実施済

番号		危険区域の現況								予想される被害				整備計画		
一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度 溪流番号	溪流概況		砂防指定地 指定番号・年 月日	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
								溪流長 (km)	面積 (ha)							
15	上土幌町	上音更	十勝川	音更川	松岡の 沢			0.4	13.0						道(水産 林務部)	一部実施済
16	上土幌町	上音更	十勝川	音更川	勢多の 沢			1.0	2.0			町道勢多鉱山 線			道(水産 林務部)	一部実施済
17	上土幌町	勢多	十勝川	音更川	一号の 川			2.64			1		町道勢多中央 線	旅館 1	道(建設 部)	一部実施済
18	上土幌町	上音更	十勝川	音更川	渡部の 沢			0.5	1.0		3		町道上音更コ タン線		道(水産 林務部)	一部実施済
19	上土幌町	上音更	十勝川	音更川	横田の 沢			1.0	1.0						道(水産 林務部)	一部実施済
20	上土幌町	上音更	十勝川	音更川	浜名の 沢			0.2	1.0		1		町道勢多東4 線		道(水産 林務部)	一部実施済
21	上土幌町	上音更	十勝川	音更川	三沢の 沢			0.2	1.0		2		町道勢多中央 線他		道(水産 林務部)	一部実施済
22	上土幌町	上音更	十勝川	音更川	舟根の 沢			0.5	1.0						道(水産 林務部)	計画検討中
23	上土幌町	上音更	十勝川	シリクニ 川	牧場の 沢			4.0	1.0		1		町道大規模草 地循環線		道(水産 林務部)	一部実施済
24	上土幌町	居辺	十勝川	芽登川	旭ヶ丘			1.0	1.0				町道2の沢 芽登線		道(水産 林務部)	一部実施済
25	上土幌町	勢多	十勝川	音更川	勢多右 2の沢											
26	上土幌町	勢多	十勝川	音更川	勢多右 3の沢											
27	上土幌町	北門	十勝川	居辺川	坂下の 沢											
28	上土幌町	東居辺	十勝川	居辺川	石尾の 沢											
29	上土幌町	東居辺	十勝川	居辺川	佐藤の 沢			0.7	1.08		1		町道東17線		道(水産 林務部)	一部実施済
30	上土幌町	勢多	十勝川	音更川	ナイタイ 川			0.5	1.35		1		町道ナイタイ 幹線		道(水産 林務部)	一部実施済

※ 出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第1表～第6表より該当項目を掲載。

#### 4-0-4「別表4」市街地における低地帯の浸水予想区域

(平成19年6月現在)

番号		危険区域の現況					予想される被害				法令等における指定状況				整備計画			
一連	図面	市町村名	地区名	場所	危険 区域 面積 (ha)	災害 の要 因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	指定 機関	法令名	指定 年月日	指定 番号	危険区域 との関連		実施 機関	概要
															全部	一部		
1	上土幌町	第11の1 区	東1線23 0番地	3.24	排水 不良	7		11区2 号線									町	調査中

※ 出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第4表より掲載。

4-0-5「別表5」危険物取扱所及び貯蔵所

※ 出典：「危険物施設一覧表」

上士幌町危険物施設一覧表

事業所数：26 事業所数：75 (平成19年4月現在)

設置者	施設数	名称及び設置者名	製造所等の別	設置場所	設置許可			変更許可			完成検査			指定数量				倍数	備考
					年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号	第1石油	第2石油	第3石油	第4石油					
1	1	南宮内石油	一般取扱所	字上士幌東3線243番地	45.9.24	2	61.5.12	5	61.10.30	18		4,000				4.000			
	2	南宮内石油	屋内貯蔵所	字上士幌東3線243番地	45.9.24	3			45.12.29	7		4,800				4.800			
	3	南宮内石油	屋外タンク貯蔵所	字上士幌東3線243番地	45.9.24	4	61.5.12	6	61.10.30	19		20,000				20.000			
	4	南宮内石油	移動タンク貯蔵所	字上士幌東3線243番地	61.12.10	11	9.12.2	23	9.12.5	13		4,000				4.000			
	5	南宮内石油	移動タンク貯蔵所	字上士幌東3線243番地			13.10.26	32	13.10.29	16		3,000	1,000			3.500			
2	6	上士幌町農業協同組合	一般取扱所	字上士幌東3線230番地	42.11.21	100	10.7.30	7	10.7.30	8	19,000	10,074	1,890		106.010				
	7	上士幌町農業協同組合	地下タンク貯蔵所	字上士幌東4線246番地	50.4.24	34			50.7.14	43		10,000				10.000			
	8	上士幌町農業協同組合	地下タンク貯蔵所	字上士幌東4線246番地	55.5.28	8	60.9.10	11	60.9.18	12		19,000				19.000			
	9	上士幌町農業協同組合	屋外タンク貯蔵所	字上士幌東3線230番地	55.6.11	10			55.8.26	16		200,000				200.000			
	10	上士幌町農業協同組合	屋外タンク貯蔵所	字上士幌東3線230番地	55.6.11	11			55.8.26	17		200,000				200.000			
	11	上士幌町農業協同組合	屋外タンク貯蔵所	字上士幌東3線230番地	55.6.11	12			55.8.26	18		200,000				200.000			
	12	上士幌町農業協同組合	一般取扱所	字上士幌東3線230番地	55.6.11	13			55.8.26	19		8,000				8.000			
	13	上士幌町農業協同組合	地下タンク貯蔵所	字上士幌東4線246番地	63.5.25	5			63.7.20	12		19,000				19.000			
	14	上士幌町農業協同組合	一般取扱所	字上士幌東4線246番地	63.5.25	6			63.7.20	13		1,980				1.980			
	15	上士幌町農業協同組合	移動タンク貯蔵所	字上士幌東3線230番地	10.3.2	24	18.3.24	28	18.3.28	23		○	○	○		3.0~6.0			
	16	上士幌町農業協同組合	移動タンク貯蔵所	字上士幌東3線230番地	55.7.14	16	10.6.5	5	10.6.9	3		3,800				3.800			
3	17	栗林石油(株)上士幌営業所	給油取扱所	字上士幌東2線238番地	37.8.20	21	8.7.24	10	8.8.5	6	30,000	50,000	2,000		201.000				
	18	栗林石油(株)上士幌営業所	屋内貯蔵所	字上士幌東2線238番地	46.7.6	11			46.11.16	16		4,000	3,600			5.800			
	19	栗林石油(株)上士幌営業所	屋外貯蔵所	字上士幌東2線238番地	56.7.1	10	4.5.6	5	4.6.24	12		7,000	4,000			9.000			
	20	栗林石油(株)上士幌営業所	移動タンク貯蔵所	字上士幌東2線238番地	12.6.20	14			12.6.26	1		2,000	2,000			3.000			
	21	栗林石油(株)上士幌営業所	一般取扱所	字上士幌東2線238番地	16.7.20	7			16.9.15	4		20,000	10,000			25.000	充填倍数10.00倍		
4	22	J POWER 北海道支店 上士幌電力所	屋内貯蔵所	字黒石平	46.11.6	17			47.7.29	21	200	2,000		6,000	4.000				
	23	J POWER 北海道支店 上士幌電力所	屋内貯蔵所	字黒石平	18.9.15	22			18.12.19	3			7,446		3.720				
	24	J POWER 北海道支店 上士幌電力所	地下タンク貯蔵所	字上士幌東2線228番地	52.10.4	45			52.11.29	60		4,980			4.980				
	25	J POWER 北海道支店 上士幌電力所	地下タンク貯蔵所	字上士幌東2線228番地	53.9.16	32			53.10.24	34		3,000			3.000				
5	26	共成レンテムゼオライト勢多営業所	屋外タンク貯蔵所	字上音更基線337	60.7.16	6			60.9.30	8			48,000		24.000				

設置者	施設数	名称及び設置者名	製造所等の別	設置場所	設置許可		変更許可		完成検査		指定数量				倍数	備考
					年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号	第1石油	第2石油	第3石油	第4石油		
6	27	上士幌町(博物館)	地下タンク貯蔵所	字糠平	45.1.23	5			45.5.23	1			6,350		3.180	
	28	上士幌町(文化ホール)	地下タンク貯蔵所	字糠平	2.4.26	1			2.12.18	6			4,000		2.000	
	29	上士幌町(スキー場)	地下タンク貯蔵所	字糠平	57.8.13	13			57.12.7	18		5,000			5.000	
	30	上士幌町(ナイタイ)	屋内貯蔵所	字上音更	46.9.16	12			46.10.11	11	400	2,600		300	4.650	
	31	上士幌町(ナイタイ)	給油取扱所	字上音更	51.6.12	38	13.10.4	29	13.11.29	20		9,600			9.600	自家給
	32	上士幌町(保育所)	地下タンク貯蔵所	字上士幌東3線238番地	52.9.14	44	13.7.27	19	13.10.12	15			4,900		2.450	
	33	上士幌町(役場)	地下タンク貯蔵所	字上士幌東3線238番地	56.8.31	15			56.10.14	21			10,000		5.000	
	34	上士幌町(小学校)	地下タンク貯蔵所	字上士幌東1線233番地	59.5.16	2			59.7.11	2			10,000		5.000	
	35	上士幌町(小学校)	地下タンク貯蔵所	字上士幌東1線233番地	53.11.6	41			53.11.14	38			4,000		2.000	
	36	上士幌町(北居辺)	地下タンク貯蔵所	字居辺東9線235番地	54.10.22	31			54.11.19	29		2,000			2.000	
	37	上士幌町(中学校)	一般取扱所	字上士幌東4線243番地	61.8.1	7			61.10.9	9		4,000			4.000	
	38	上士幌町(学習センター)	地下タンク貯蔵所	字上士幌東3線237番地	3.7.6	7			3.10.5	11			6,000		3.000	
	39	上士幌町(処理場)	地下タンク貯蔵所	字上士幌西1線214番地	8.5.16	4			8.11.26	12		3,000			3.000	
	40	上士幌町(健康増進センター)	地下タンク貯蔵所	字上士幌東3線236番地	8.10.17	20			9.3.4	16			10,000		5.000	
7	41	㈱サトウ機工	給油取扱所	字上士幌東2線223番地	46.9.22	15	13.5.11	4	13.6.7	4	16,650	26,350		109.600		
	42	㈱サトウ機工	移動タンク貯蔵所	字上士幌東2線223番地	7.10.4	19			7.10.16	11		1,900			1.900	
	43	㈱サトウ機工	移動タンク貯蔵所	字上士幌東2線223番地	10.9.25	23			10.9.28	9		3,000			3.000	
	44	㈱サトウ機工	移動タンク貯蔵所	字上士幌東2線223番地	13.11.2	35			13.11.6	15		3,000			3.000	
8	45	十勝恵愛会病院	地下タンク貯蔵所	字上士幌東3線238番地	51.9.14	39	10.12.10	28	10.12.24	15			12,000		6.000	
9	46	糠平館観光ホテル	地下タンク貯蔵所	字糠平	48.4.16	22			48.7.27	22			9,600		4.800	
10	47	アイダ工業㈱	給油取扱所	字上士幌東2線290番地	60.3.4	13			60.4.27	1		28,800		28.800	自家給	
11	48	自衛隊訓練宿泊所	地下タンク貯蔵所	字糠平	16.8.10	9			16.10.28	5		10,000		10.000		
12	49	上士幌生コンクリート㈱	給油取扱所	字上士幌東2線217番地	50.7.4	36	13.6.22	15	13.6.27	8		9,600		9.600	自家給	
13	50	中島商事㈱	給油取扱所	字上士幌東2線234番地	51.10.12	40			51.12.4	51		9,600		9.600	自家給	
14	51	上士幌タクシー(有)	給油取扱所	字上士幌東2線238番地	54.11.19	37			54.12.27	37		9,600		9.600	自家給	
15	52	南山本商会	給油取扱所	字上士幌東3線234番地	56.5.18	22	17.10.31	32	17.11.25	18	16,000	34,000		114.000		
	53	南山本商会	移動タンク貯蔵所	字上士幌東3線234番地	56.4.21	1			56.4.24	4		3,000		3.000		
	54	南山本商会	移動タンク貯蔵所	字上士幌東3線234番地	6.10.25	37			6.10.28	17		4,000		4.000		
	55	南山本商会	移動タンク貯蔵所	字上士幌東3線234番地	12.2.7	18			12.2.15	10		3,000		3.000		

設置者	施設数	名称及び設置者名	製造所等の別	設置場所	設置許可			変更許可			完成検査			指定数量				倍数	備考
					年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号	第1石油	第2石油	第3石油	第4石油					
16	56	大北運送㈱	給油取扱所	字上土幌東3線234番地	60.4.24	1	16.11.25	21	16.12.16	14		19,000				19.000	自家給		
17	57	上土幌高等学校	地下タンク貯蔵所	字上土幌東1線227番地	60.7.10	5			61.3.6	13			6,000			3.000			
18	58	特別養護老人ホーム	地下タンク貯蔵所	字上土幌東2線242番地	61.10.16	9			62.1.9	15			8,000			4.000			
	59	デイサービス	地下タンク貯蔵所	字上土幌東2線242番地	8.5.16	5			8.11.26	11			6,000			3.000			
19	60	(有)田中建材工業	給油取扱所	字上土幌東1線269番地	63.5.23	2	7.8.3	15	7.8.7	5		19,200				19.200	自家給		
20	61	三和浄化㈱	屋外貯蔵所	字上音更123番地5	7.10.11	20			7.12.19	18				270,000		45.000			
	62	三和浄化㈱	屋外貯蔵所	字上音更123番地5	7.10.11	21			7.12.19	19				260,000		43.330			
	63	三和浄化㈱	屋外貯蔵所	字上音更123番地5	7.10.11	22			7.12.19	20				250,000		41.670			
	64	三和浄化㈱	屋外貯蔵所	字上音更123番地5	7.10.11	23			7.12.19	21				210,000		35.000			
	65	三和浄化㈱	屋外貯蔵所	字上音更123番地5	7.10.11	24			7.12.19	22				180,000		30.000			
	66	三和浄化㈱	屋外貯蔵所	字上音更123番地5	7.10.11	25			7.12.19	23				230,000		38.330			
21	67	上土幌自動車工業㈱	移動タンク貯蔵所	字上土幌東3線242番地	56.10.16	11	4.10.5	26	5.2.2	33		3,000				3.000			
22	68	アビア航空㈱	地下タンク貯蔵所	字上土幌東3線259番地	6.4.27	4			6.7.11	8		3,000				3.000			
	69	アビア航空㈱	給油取扱所	字上土幌東3線259番地	6.5.24	9			6.6.30	5	1,000	1,000				6.000	航空機用		
	70	アビア航空㈱	屋内貯蔵所	字上土幌東3線259番地	6.5.19	8			6.7.4	6	3,000	3,000				18.000			
23	71	上土幌トラック㈱	給油取扱所	字上土幌138番地	7.4.26	2	9.6.16	7	9.6.24	2		19,200				19.200	自家給		
24	72	㈱プリンスホテル(ゴルフ場)	給油取扱所	字上音更	10.4.8	2			10.6.12	3	597	597				3.580	自家給		
25	73	サン・アルファ有限会社	移動タンク貯蔵所	字上土幌東2線225番地			15.11.25	25	16.1.13	19			14,000			7.000	三和浄化より		
	74	サン・アルファ有限会社	移動タンク貯蔵所	字上土幌東2線225番地			15.11.25	26	16.1.13	20			3,500			1.750			
26	75	クリーン開発株式会社	屋外タンク貯蔵所	字上音更西6線279番地	8.12.3	23	15.12.19	29	16.5.10	2			18,500			9.250	三和浄化より		

4-1-1「別表1」防災用機材・資材在庫一覧

(平成24年3月現在)

防災用機材・資材在庫一覧

	品目	保管場所	在庫数
1	土のう袋	旧上土幌除雪ステーション倉庫	800
2	土のう作成済(小)	旧上土幌除雪ステーション倉庫	250
3	土のう作成済(大)	旧上土幌除雪ステーション倉庫	100
4	剣先スコップ	旧上土幌除雪ステーション倉庫	24
5	角スコップ	旧上土幌除雪ステーション倉庫	15
6	軍手	庁舎物品庫	300
7	ゴム手	庁舎物品庫	34
8	長靴	庁舎物品庫	18
9	雨合羽	庁舎物品庫	16
10	ブルーシート(4間×5間)	旧上土幌除雪ステーション倉庫	3
11	トラロープ	旧上土幌除雪ステーション倉庫	5
12	懐中電灯	庁舎物品庫	20
13	電池	庁舎物品庫	60
14	ポリタンク	旧上土幌除雪ステーション倉庫	5
15	ホースポンプ	旧上土幌除雪ステーション倉庫	5
16	車載用投光機	庁舎物品庫	5
17	作業灯	旧上土幌除雪ステーション倉庫	2
18	自家発電機	消防署	2
19	ヘッドランプ	庁舎物品庫	5
20	携帯ラジオ	庁舎物品庫	5
21	メガホン	庁舎物品庫	2
22	ニューウエイトコーン	旧上土幌除雪ステーション倉庫	26
23	伸縮コーンパー	旧上土幌除雪ステーション倉庫	12
24	バリケード横型標識	旧上土幌除雪ステーション倉庫	12
25	毛布(大)	旧西保育所	49
26	毛布(小)	旧西保育所	3
27	バスタオル	旧西保育所	33
28	タオル	旧西保育所	1
29	座布団	旧西保育所	20
30	砂	旧上土幌除雪ステーション倉庫	8 m <sup>3</sup>
31	アルファ米(100g)五目ご飯	役場庁舎地下	50袋
32	防災用クラッカー(180×2)	役場庁舎地下	1箱
33	ミネラルウォーター(20)	役場庁舎地下	42本

4-3-1 「別表 1」 除雪機械保有数一覧

(平成 19 年 3 月現在)

除雪機械保有数一覧

機関名	機種	除雪用ダンプトラック	モーターグレーダー	除雪専用車	除雪専用車	ロータリ除雪車	小型除雪車	小型除雪車(ハンドガイド式)	除雪用ドーザ	凍結防止剤散布車	砂散布車	合計 (台)
	所在地	(10t)		(10t)	(7t)							
幌加道路情報提供施設	河東郡上士幌町字幌加番外地		1	3	1	1		2	1	1		10
帯広土木現業所上士幌除雪センター	河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 243 番地			1	2			1	2	1		8
上士幌町	河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 238 番地	2	1	1		1	1	1	1		1	9
合計 (台)		2	3	6	1	2	2	5	3	1	2	27

4-7-1「別表1」消防施設整備状況

(1) 車両

(平成19年4月現在)

所属	車両													計
	タンク車	ポンプ車	化学車	はしご車	大型水槽車	小型ポンプ車	積載車	救急車	指令車	広報車	連絡車	マイクロバス	輸送車	
消防署	1				1			1	1					4
第一分団	2												1	3
第二分団	2													2
第三分団		1												1
合計	5	1			1			1	1				1	10

(2) 消防無線

(平成19年4月現在)

所属	基地局	移動局	携帯局	計
消防署	1	4	10	15
第一分団		3	3	6
第二分団	1	2		3
第三分団	1	1		2
合計	3	10	13	26

(3) 消防水利の基準及び現有数

(平成19年4月現在)

区分	基準数	基準現有数			不足数	充足数	基準外現有数			
		消火栓	防火水槽 40t級以上	計			消火栓	防火水槽 20t級	計	
密集地	上士幌	85	15	19	34	47	44	52	8	60
	糠平	10	1	2	3	7	30	8		8
計		95	16	21	37	54	43	60	8	68
その他の地区	萩ヶ岡	0						1	1	2
	清水谷	0							1	1
	幌加	1		1	1					
	三股	1		1	1			1		1
	上音更小学校	1		1	1					
	北門小学校	1		1	1			1		1
	萩ヶ岡小学校	1		1	1					
	北居辺小学校	1		1	1					
	大規模草地	1		1	1					
計	7		7	7			3	2	5	
合計		102	16	28	44	54	47	63	10	73



(4) 消防資機材の保有状況

① 消火活動用資機材

(平成19年4月現在)

資 機 材 名	消 防 署	第 1 分 団	第 2 分 団	第 3 分 団	合 計
可搬動力ポンプ (ラビット P408s)			1		1
発電機 ホンダ (EM4500)	1				1
ホンダ (EV6010)		1	1		2
ホンダ (EG1200)		1			1
ホンダ (EM2300)				1	1
ホンダ (E1200)			1		1
投光機 ハロゲン (500W 2灯式)	1				1
ハロゲン (500W)				1	1
メタハラ (1.8KW 2灯式)		1	1		2
メタハラ (150W)		2	1	1	4
ジェットシューター (20L)	20	25			45
ラインプロポーショナー 3%	1	1	1		3
泡ノズル	1	1	1		3
泡原液 (リットル)	160	240	100		500

② 救助活動用資機材

(平成19年4月現在)

資 機 材 名	消 防 署	第 1 分 団	第 2 分 団	第 3 分 団	合 計
空気呼吸器 (興研 自動用圧式)	6				6
空気呼吸器用予備ボンベ	16				16
エンジンカッター (パートナー K1200Mk II)	1				1
(ハクスバーナー 242G)	1				1
油圧救助器具一式 (アムカス製)	1				1
救助マット (ソフトランディング SL-35)	1				1
チルホール (パーフェクト TU-16)	1				1
救命索発射銃 (ミロク製 M-3 型)	1				1
トランジスターメガフォン	2				2
ガス溶断器 (イワタニ製)	1				1
水中ポンプ (テラダ CS 型)	1				1
可燃性・有毒ガス測定機 (GX-85N)	1				1
バスケットストレッチャー (71-S)	1				1

③ 救急活動用資機材

(平成19年4月現在)

資 機 材 名	消 防 署	第 1 分 団	第 2 分 団	第 3 分 団	合 計
酸素吸入器（携帯用）	1				1
吸引機（携帯用）	1				1
バックバルブマスク（人工呼吸器）	1				1
スクープストレッチャー	1				1
メインストレッチャー	1				1
陰圧式固定器具（全身用）	1				1
〃（部分用）	1				1
応急手当バッグ	1				1
毛布	4				4

4-9-1 「別表 1」 指定避難所及び避難場所

(平成 24 年 3 月現在)

① 指定避難所及び避難場所

	避難所	所在地	収容人員 (人)	電話番号 (01564)	対象地区		(一時) 避難場所	
						二次避難所		
1	スポーツセンター	上士幌東 4 線 237 番地	1, 100	2-2249	市 街 地 区	3 区1、3 区2、4 区、5 区	南地区集会所	上士幌町スポーツセンターグラウンド
2	山村開発センター	上士幌東 3 線 238 番地	660	役場からの内線 2-2111		6 区、14 区	南地区集会所	役場駐車場
3	上士幌中学校	上士幌東 4 線 243 番地	2, 100	2-2024		7 区1、8 区	北地区集会所	上士幌中学校グラウンド
						9 区、10 区1、10 区2、17 区	東地区集会所	
4	上士幌小学校	上士幌東 1 線 233 番地	2, 300	2-2015		7 区2、16 区	北地区集会所	上士幌小学校グラウンド
					11 区1、11 区2、12 区	西地区集会所		
5	上士幌高等学校	上士幌東 1 線 227 番地	2, 600	2-2549	1 区、2 区、13 区、15 区	南地区集会所	上士幌高等学校グラウンド	
6	糠平温泉文化ホール	ぬかびら源泉郷北 区 44 番地 3	4-2261	ぬかびら源泉郷、幌加、三股地区	—	糠平文化ホール公園駐車場	糠平温泉文化ホール	
7	北居辺小学校	居辺東 9 線 235 番地	500	2-4497	北居辺地区	北居辺コミュニティーセンター	北居辺小学校グラウンド	
8	東居辺コミュニティーセンター	居辺東 15 線 229 番地	2-2760	東居辺地区	—	旧東居辺小学校グラウンド	東居辺コミュニティーセンター	
9	北門小学校	居辺東 15 線 291 番地	580	2-4383	北門地区	北門コミュニティーセンター	北門小学校グラウンド	
10	萩ヶ岡小学校	居辺東 6 線 300 番地	530	2-4352	萩ヶ岡、清水谷地区	萩ヶ岡コミュニティーセンター	萩ヶ岡小学校グラウンド	
11	上音更コミュニティーセンター	上音更東 1 線 274 番地	2-4029	上音更、豊岡、勢多地区	—	旧上音更小学校グラウンド	上音更コミュニティーセンター	

※ 二次避難所は、災害状況に応じて、あらかじめ指定された施設以外を開設するものとする。

② 利用できるその他の一時避難場所

	一時避難場所	所在地	備考
1	交通公園	上士幌東 2 線 236 番地	
2	旧上士幌高等学校グラウンド	上士幌東 3 線 240 番地	
3	高台公園	上士幌東 4 線 241 番地	
4	航空公園	上士幌基線 242 線番地 ほか	

5-1-3 「別表1」被害状況判定基準

被害区分		判断基準
①人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重症、軽症についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
②住家被害	住家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>	

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	一 部 破 損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床 上 浸 水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床 下 浸 水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農 地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態のもの。 (2) 埋没とは、粒径 1mm 以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあつては 5cm 以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農 業 用 施 設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業共同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営 農 施 設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜 産 被 害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。

被害区分	判断基準
⑤土木被害	河川 河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備 砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道 下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
公園 都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。	
⑥水産被害	漁船 動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設 外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設 水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設 上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網） 定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
水産製品 加工品、その他の製品をいう。	
⑦林業被害	林地 新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設 既設の治山施設等をいう。
	林道 林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物 素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他 苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧衛生被害	水道 水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院 病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設 ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場 火葬場をいう。

被害区分		判断基準
⑨ 商 工 被 害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩ 公 立 文 教 施 設 被 害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪ 社 会 教 育 施 設 被 害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫ 社 会 福 祉 施 設 等 被 害		老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。
⑬ そ の 他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	

5-27-1 「別表 1」ヘリコプター発着可能地

	施設名	所在地	着陸地点からの方向距離	広さ	電話	施設管理者
1	スポーツセンターグラウンド	上士幌町字上士幌東4線237番地	役場から東0.2km	130m×140m	2-2249	町
2	上士幌中学校グラウンド	上士幌町字上士幌東4線238番地	役場から北0.5km	100m×100m	2-2024	町
3	上士幌小学校グラウンド	上士幌町字上士幌東1線233番地	役場から西1.8km	90m×130m	2-2015	町
4	北居辺小学校グラウンド	上士幌町字居辺東9線235番地	役場から東4.3km	70m×90m	2-4497	町
5	旧東居辺小学校グラウンド	上士幌町字居辺東15線229番地	役場から東10.8km	60m×80m	2-2111	町
6	北門小学校グラウンド	上士幌町字居辺東15線291番地	役場から北東8.1km	70m×90m	2-4383	町
7	萩ヶ岡小学校グラウンド	上士幌町字居辺東6線300番地	役場から北10.6km	80m×90m	2-4352	町
8	旧上音更小学校グラウンド	上士幌町字上音更東1線274番地	役場から西7.4km	70m×90m	2-2111	町
9	糠平小学校グラウンド	上士幌町字糠平番外地	役場から北24km	70m×80m	4-2054	町



5-33-1 「別表 1」 災害応急金融計画（大要）

（平成 16 年度）

融資の名称		内容・資格・条件等						
生活福祉資金		貸付の対象 低所得者・高齢者・身体障害者等 利率年 3% 但し据置期間中及び修学資金は無利子、長期生活支援資金については、年 3%又は毎年 4 月 1 日時点の長期プライムレートのいずれか低い方						
		資金の種類	内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	備考	
		更正資金	生業費	低所得世帯等が生業を営むのに必要な経費	低 2,800,000 以内 障 4,600,000	1 年以内 18 月	7 年以内 9 年	措置期間 災害による場合は最大 24 月
			技能習得費	低所得世帯等が就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費 低所得世帯等が生業又は就職に必要な知識・技能を習得するのに必要な経費	低 1,100,000 障 1,300,000	6 月	8 年	措置期間 災害による場合は最大 24 月
		福祉資金	福祉費	低所得世帯等が結婚・出産及び葬祭に必要な経費等、転宅に必要な経費、就職時の支度費、日常生活上一時的に必要な経費	500,000	6 月	3 年	
			障害者等福祉用具購入費	障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉機器等の購入に特に必要な経費	800,000		6 年	
			障害者自動車購入費	障害者等が自動車を購入するのに必要な経費	2,000,000			
			中国残留邦人等国民年金追納費	中国残留邦人等が国民年金の保険料を追納するのに必要な経費	4,704,000		10 年	

融資の名称		内容・資格・条件等				
資金の種類		内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	備考
就学資金	就学費	低所得世帯に属する者が高等学校（盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む）大学、短期大学及び専修学校の専門課程又は高等専門学校に修学するのに必要な経費	（高校、専修学校高等課程） 月 35,000 （高専） 月 60,000 （短大、専修学校専門課程） 月 60,000 （大学） 月 65,000	卒業後 6月以内	15年	
	就学支度金	入学に際し必要な経費	500,000			
住宅資金		低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要な経費	2,500,000	6月	7年	措置期間 災害による場合は最大24月
療養・介護資金		低所得世帯又は高齢者世帯に対し世帯員の負傷又は疾病の療養（療養を必要とする期間が1年以内の場合に限る。）に必要な経費及び介護保険法による介護サービスを受けるのに必要な経費（原則として1年以内の場合に限る）	1,700,000	6月	5年	措置期間 災害による場合は最大24月
災害支援資金		低所得者世帯に対し災害を受けたことにより困窮から自立更正するために必要な経費	1,500,000	12月	7年	
緊急小口資金		緊急一時的な需要に対応するための経費	50,000	2月	4月	
長期生活支援資金		毎月の生活費	土地の評価額に基づき定めた額	償還期限 貸付契約の終了時		一定不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として貸付を行う

融資の名称	内容・資格・条件等							
資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率	
母子・寡婦福祉資金	事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁軽飲食、文具販売、菓子小売業等母子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金  2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年以内	無利子	
	事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金  1,420,000		6ヶ月	7年以内	無利子	
	修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専門学校（高等課程）  短大、専修大学（専門課程）  大学	公立(自宅) 18,000 (自宅外) 23,000 私立(自宅) 30,000 (自宅外) 35,000 公立(自宅) 44,000 (自宅外) 50,000 私立(自宅) 52,000 (自宅外) 59,000 公立(自宅) 44,000 (自宅外) 50,000 私立(自宅) 53,000 (自宅外) 63,000	就学期間中	当該学校卒業後 6ヶ月	20年以内専修学校（一般課程は5年以内）	無利子
	技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金(例 洋裁、タイプ、栄養士等)	月額 50,000  (特1回 450,000)	知識、技能を習得する期間中3年をこえない範囲内	知識技能習得後 6ヶ月	10年以内	無利子
	修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 50,000 (特1回 450,000) (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中3年をこえない範囲内	知識技能習得後 6ヶ月	6年以内	無利子
	就職支度金	母子家庭の母 又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等を購入する資金	100,000  (特別 320,000)		1ヶ月	10年以内	無利子

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子・寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等		貸付限度	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
	医療介護資金	母子家庭の母 又は児童 寡婦	医療又は介護（当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	310,000 (特 1回 450,000) 介護 500,000		6ヶ月	5年以内	無利子
	生活資金	母子家庭の母 寡婦	技能習得資金借受期間中の生活費補給資金	月額 (一般) 103,000 (技能) 140,000	技能習得資金貸付期間中3年以内	知識技能習得（医療）後 6ヶ月	10年以内	無利子
			医療介護資金借受期間中の生活費補給資金		医療介護資金貸付期間中1年以内	貸付期間満了後	7年以内	
			配偶者のいない女子になって5年未満の家庭への生活補給資金又は失業中の生活費補給資金		生活安定貸付後2年以内又は離職した日の翌日から1年以内	6ヶ月	生活安定8年以内 失業5年以内	年3%
	住宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	2,000,000 補修、保全等 1,500,000		6ヶ月	7年以内（保全等は6年以内）	年3%
	転宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		6ヶ月	3年以内	年3%
	就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 39,500 中学校 46,100 高校等 公立(自宅) 75,000 (自宅外) 85,000 私立(自宅) 410,000 (自宅外) 420,000 大学・短大等 公立(自宅) 370,000 (自宅外) 380,000 私立(自宅) 580,000 (自宅外) 590,000		6ヶ月	20年以内（専修学校（一般課程5年以内））	無利子
	結婚資金	母子家庭の母 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000		6ヶ月	5年以内	年3%
	特例児童扶養資金	母子家庭の母 父母のいない児童	児童扶養手当の全部又は一部の支給制限を受け、かつ、前年の収入が一定額未満である配偶者のいない女子	平成14年7月分の児童扶養手当支給額と貸付申請時の児童扶養手当支給額との差額	18歳未満の児童を扶養する期間中5年を超えない範囲	6ヶ月	10年以内	無利子

融資の名称	内容・資格・条件等																																										
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村（特別区を含む。）が条例に定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府道内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者																																										
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:35%;">貸付限度</th> <th style="width:15%;">利率</th> <th style="width:15%;">据置期間</th> <th style="width:15%;">償還期間</th> <th style="width:20%;">償還方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円</td> <td rowspan="10" style="text-align:center; vertical-align:middle;">年3%</td> <td rowspan="10" style="text-align:center; vertical-align:middle;">3年</td> <td rowspan="10" style="text-align:center; vertical-align:middle;">10年</td> <td rowspan="10" style="text-align:center; vertical-align:middle;">半年賦  年賦</td> </tr> <tr> <td>② 家財等の損害</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 住宅の半壊 1,700,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住宅の全壊（1の場合を除く） 2,500,000円</td> </tr> <tr> <td>エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円</td> </tr> <tr> <td>③ ①と②とが重複した場合</td> </tr> <tr> <td>ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円</td> </tr> <tr> <td>イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円</td> </tr> <tr> <td>④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等</td> <td style="text-align:center; vertical-align:middle;">〔措置期間は無利子〕</td> <td style="text-align:center; vertical-align:middle;">〔特別の事情がある場合は5年〕</td> <td style="text-align:center; vertical-align:middle;">〔措置期間を含む〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア ②のイの場合 2,500,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ ②のウの場合 2,500,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ ③のイの場合 3,500,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	年3%	3年	10年	半年賦  年賦	② 家財等の損害	ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円	イ 住宅の半壊 1,700,000円	ウ 住宅の全壊（1の場合を除く） 2,500,000円	エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円	③ ①と②とが重複した場合	ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円	イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円	ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円	④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む〕		ア ②のイの場合 2,500,000円					イ ②のウの場合 2,500,000円					ウ ③のイの場合 3,500,000円							
貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法																																							
① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	年3%	3年	10年	半年賦  年賦																																							
② 家財等の損害																																											
ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円																																											
イ 住宅の半壊 1,700,000円																																											
ウ 住宅の全壊（1の場合を除く） 2,500,000円																																											
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円																																											
③ ①と②とが重複した場合																																											
ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円																																											
イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円																																											
ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円																																											
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む〕																																								
ア ②のイの場合 2,500,000円																																											
イ ②のウの場合 2,500,000円																																											
ウ ③のイの場合 3,500,000円																																											

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道市町村	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅資金	1 対象災害	災害救助法施行令第1条第1項第1号から3号までのいずれかに該当する被害を受けた市町村が1以上ある災害及び主務大臣が指定する災害				
	2 融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅金融公庫が指定した災害で被災を受けた住宅の所有者等で自ら居住するか、罹災者のために建設、購入、補修する者</li> <li>・毎月の返済額の4倍以上の月収がある者</li> </ul>				
	3 融資条件					
		区分	建設	新築購入	中古購入	補修
	融資対象	住宅の規格 建築基準法	各戸に居住室、炊事室、便所が備えられていること 建築基準法等の関係法令に適合すること 店舗併用住宅などの場合は、住宅部分が概ね1/2以上あること			
		住宅部分 床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上（マンションの場合は40㎡以上）175㎡以下	50㎡以上（マンションの場合は40㎡以上）175㎡以下	
	融資限度額	耐火構造 準耐火構造	建設資金 1,160万円 土地取得資金 770万円 整地資金 380万円	購入資金 1,930万円	購入資金 1,630万円	補修資金 640万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円
		木造	建設資金 1,100万円 土地取得資金 770万円 整地資金 380万円	購入資金 1,870万円	購入資金 1,420万円	補修資金 590万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円
	返済期間	耐火構造 準耐火構造 木造	35年以内 35年以内 25年以内	35年以内 35年以内 25年以内	20～35年以内 20～35年以内 20～25年以内	20年以内
		据置期間	3年以内			1年以内（返済期間を含む）
	貸付金利	年1.7%（平成16年12月14日現在）				
	受付期間	災害発生の日から2年間				

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道・市町村 住宅金融公庫支店 住宅金融公庫の代理店（各受託金融機関）	住宅金融公庫法	

■ 資料編 ■ 2. 別表等

融資の名称	内容・資格・条件等	
農業経営維持 安定資金	貸付の対象	災害により資金を必要とする場合、その農地、施設その他の農業に活用される資源を売渡す等農業経営に著しい支障を及ぼすことなしに必要な資金の調達ができない農業者
	貸付限度額	農業を営む個人 200万円 農業を営む法人 1,000万円
	償還期間	20年以内（うち据置き3年以内）
	貸付利率	年0.9～1.6%（H13.9.13現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
市町村 農林漁業金融公庫及び農林中 央金庫等公庫の事務受託金融 機関	農業経営維持安定資金融通措置要綱	
北海道 農林漁業金融公庫 農林中金	農林漁業金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等
開拓者資金 (災害対策資金)	<p>(1) 農業施設資金</p> <p>貸付の対象 農林大臣が指定する天災の適用地域内に同居する要振興農家</p> <p>貸付改設額 被害農業施設を、その設置の時の原形に復旧し、又は当該業施設と同種の農業施設を取得するに要する経費の額 (その総額が3万円以上の場合に限る。)</p> <p>償還期間 普通被害 12年 特別被害 20年</p> <p>貸付利率 普通被害者 年5分5厘 特別被害者 年3分</p> <p>(2) 農業経営資金</p> <p>貸付の対象 (1)に同じ</p> <p>貸付限度額 慶畜産物の損失額の50%又は350,000円のいずれか低い額</p> <p>償還期間 12年</p> <p>貸付利率 (1)に同じ</p>
天災融資法による融資	<p>貸付の対象 (ア) 被害農業者 (イ) 被害林業者 (以下「農林漁業者」という) (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合</p> <p>融資額 農林漁業者 2,000,000円(北海道3,500,000円) (法令で定める資金 5,000,000円(法人25,000,000円)) 漁具購入 50,000,000円</p> <p>償還期間 農林漁業者 6年以内(激甚災害法適用7年以内)</p> <p>貸付利率 農林漁業者 損失額の割合10%以上で一定の要件に該当する者 年6.5%以内 損失額の割合30%以上の者 年5.5%以内 特別被害地域の特別被害農業者 年3.0%以内</p> <p>※実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定められる。</p>

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道 市町村 金融機関	天災融資法	<p>天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災の都度、政令で指定される</p> <p>天災資金の借受資格者(被害農林漁業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害農林者: 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上で、かつ損失額が平年の農業総収入額の10%以上、又は、果樹等の損失額がその者の栽培する果樹等の被害時の価格の30%以上のもの</li> <li>被害林業者: 林作物の損失額が平年の林業総収入額の10%以上、又は炭焼がま、しいたけほだ木等の損失額が当該施設の被害時の価格の50%以上のもの</li> <li>被害漁業者: 魚類の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上、又は漁船等の損失額が当該施設の被害時の価格の50%以上のもの</li> <li>被害組合: 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所有し、又は管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの</li> </ul>
北海道 農林中金 北海道北洋銀行 北海道銀行	農林漁業金融 公庫法	主務大臣指定災害復旧資金



融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	造林地の災害復旧を行う林業を営む者（地方公共団体を含む）及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額、但し、計画森林にあつては、90%相当額
	償還期間	30年以内（20年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.90～2.00%
樹苗養成資金	貸付の対象	苗畑用地及びかんがい配水施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内（5年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.90～1.25%
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む）の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.90～2.00%
主務大臣指定施設資金	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
	償還期間	15年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.90～2.00%
共同利用施設資金	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.90～2.00%

取扱機関等	関係法令等	備考
農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業金融公庫	

融資の名称	内容・資格・条件等	
林業経営維持資金	貸付の対象	樹苗又は特用林産物に係る災害で資金を要する林業を営む個人（但し、農林水産業所得が平年度における総所得の過半を占め、かつ、その経営する森林面積が80haを超えない者）及び林業を営む法人（但し、合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社に限る。）並びに森林組合合同連合会等（但し、前期の者に転貸する場合に限る。）
	貸付限度額	個人 60万円（但し、標準伐期齢以上の林齢の立木を有するときは、その立木の評価額を60万円から控除した額） 法人 800万円
	償還期間	20年以内（原則一括払い）
	貸付利率	0.90～2.00%
林業・木材産業改善資金	貸付の対象	災害により損害を受けた森林の整備を行う森林所有者、素材生産業、林業を営む会社、森林組合、市町村等
	貸付限度額	貸付の合計限度額 個人 1,500万円、会社 3,000万円、団体 5,000万円
	償還期間	5年以内
	貸付利率	無利子
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、但し、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6ヶ月
	融資利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備考
農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業金融公庫法	
北海道 各森林組合 北海道森林組合連合会 北海道木材産業協同組合連合会	林業改善資金法	
北海道北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行（旧三和銀行） 全国信用金庫組合札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等	
中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」	・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ・融資条件	
	融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第3項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの
	資金使途	設備資金 運転資金
	融資金額	8,000万円 5,000万円
	融資期間	10年以内（据置2年以内） 7年以内（据置2年以内）
	融資利率	〔固定金利〕 5年以内 年1.2% 10年以内 年1.4% 〔変動金利〕 年1.2% （融資期間が3年超の場合選択可）
	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
	信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き（通常より低い保証料率が適用）

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行、北洋銀行、札幌銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等			
勤労者福祉資金	区分	中小企業に働く方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む） 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②貸確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	融資金額	100万円以内		
	融資期間	5年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）	
	融資利率	年1.50%	年0.60%	
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可		
	信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要	

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建支援法」に基づく支援

	内容・資格・条件等																											
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。																											
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</li> <li>② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</li> <li>③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</li> <li>④ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</li> </ul> <p>(2) 支給対象世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅が全壊した世帯</li> <li>・ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯</li> <li>・ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯</li> <li>・ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</li> </ul>																											
支給条件	<p>(1) 支給金額</p> <p>下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数(2人以上)世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数(1人)世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費</li> <li>② 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費</li> <li>③ 住居の移転費又は移転のための交通費</li> <li>④ 住宅を賃貸する場合の礼金</li> <li>⑤ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）</li> <li>⑥ 住宅の解体（除却）・撤去・整地費</li> <li>⑦ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息</li> <li>⑧ ローン保証料、その他住宅の立替等に係る諸経費</li> </ul> <p>（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度）</p> <p>（注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給</p> <p>（注）他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2</p> <p>(2) 支給に係るその他の要件</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収等の要件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（年収）≤500万円 の世帯</td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円&lt;（年収）≤700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯</td> <td rowspan="2">150万円</td> <td rowspan="2">112.5万円</td> </tr> <tr> <td>700万円&lt;（年収）≤800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1、2級の身体障害者などを構成員に含む世帯</p>		合 計				①～④	⑤～⑧	複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円	単数(1人)世帯	225万円	75万円	150万円	年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	（年収）≤500万円 の世帯	300万円	225万円	500万円<（年収）≤700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円	700万円<（年収）≤800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯
	合 計																											
		①～④	⑤～⑧																									
複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円																									
単数(1人)世帯	225万円	75万円	150万円																									
年収等の要件	支給限度額																											
	複数世帯	単数世帯																										
（年収）≤500万円 の世帯	300万円	225万円																										
500万円<（年収）≤700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円																										
700万円<（年収）≤800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯																												
補助金の交付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助																											

3-2-1 「様式1」 気象予警報等受理票

気 象 予 警 報 等 受 理 票

決 裁	町 長	助 役	課 長	主 幹	係 長	係	合 議
発信日時	午前 年 月 日 時 分 午後				電話・電報・防災無線 連絡 その他 ( )		
発信者				受信者	印		
予警報の 種 類				発表時刻	時 分		
	発表機関						
受 理 事 項	.....						
	.....						
	.....						
	.....						
	.....						
	.....						
処 理 方 法	.....						
	.....						
	.....						

5-1-1 「様式1」 災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時 分現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関 (支庁・市町村名等)		受信機関 (支庁・市町村名等)		
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン関係の状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
その他				
(1) 災害対策本部等の 設置状況	(名 称)			
	(設置日時)	月 日 時 分	設置	
(2) 災害救助法の適用 状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他（住民等）		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別業に記載し報告すること。



5-1-2 「様式 2」 被害状況報告

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関（市町村）名			受信	機関（市町村）名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				受信日時				
項目		件数等		被害金額（千円）		項目			
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		道工事	河川	箇所		
	行方不明	人				海岸	箇所		
	重症	人				砂防設備	箇所		
	軽症	人				地すべり	箇所		
	計	人				急傾斜地	箇所		
			道路	箇所					
			橋梁	箇所					
			小計	箇所					
② 住家被害	全壊	棟		⑤ 土木被害	市町村工事	河川	箇所		
		世帯				道路	箇所		
		人				橋梁	箇所		
			小計			箇所			
	半壊	棟			港湾	箇所			
		世帯			漁港	箇所			
		人			下水道	箇所			
	一部破損	棟			公園	箇所			
		世帯			崖くずれ	箇所			
	床上浸水	棟			計	箇所			
世帯									
人									
床下浸水	棟		⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻			
	世帯			破損	隻				
	人			計	隻				
計	棟		漁港施設	箇所					
	世帯		共同利用施設	箇所					
	人		その他施設	箇所					
			漁具（網）	件					
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	水産製品	件				
		その他	棟	その他	件				
	半壊	公共建物	棟	計					
		その他	棟						
計	公共建物	棟	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所			
	その他	棟			治山施設	箇所			
		林地			箇所				
		林産物			箇所				
		その他			箇所				
				小計	箇所				
④ 農業被害	農地	田		流出・埋等	ha	一般民有林	林地	箇所	
				浸冠水	ha		治山施設	箇所	
		畑		流出・埋等	ha		林地	箇所	
				浸冠水	ha		林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他	箇所				
		畑	ha	小計	箇所				
	農業用施設	箇所		計	箇所				
	共同利用施設	箇所							
営農施設	箇所								
畜産被害	箇所								
その他	箇所								
計									

項目		件数等	被害金額 (千円)	項目		件数等	被害金額 (千円)	
⑧ 衛生被害	水道	箇所		⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病院	公立	箇所	⑫ 社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所		法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所	
火葬場	箇所		鉄道施設	箇所				
計	箇所		被害船舶	隻				
⑨ 商工被害	商業	件		空港		箇所		
	工業	件		水道		戸	—	
	その他	件		電話		回線	—	
計	件		電気	戸		—		
⑩ 公立文教施設	小学校	箇所		ガス		戸	—	
	中学校	箇所		ブロック塀等		箇所		
	高校	箇所		都市施設		箇所		
	その他文教施設	箇所		計		—		
	計	箇所		被害総額				
公共施設被害市町村数	団体		火災発生	建物	件			
罹災世帯数	世帯			危険物	件			
罹災災者数	人			その他	件			
消防職員出動延人数	人		消防団員出動延人数	人				
災害対策本部の設置状況	道 (支庁)							
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名								
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報こつき取り扱い 注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況      ほか								

5-3-1 「別表第1号様式」

従 事 第 号  公 用 令 書  住 所 氏 名  災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。  年 月 日  処分権者 <span style="float: right;">㊟</span>	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

5-3-2 「別表第2号様式」

保 管 第 号  公 用 令 書  住 所 氏 名  災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。  年 月 日  処分権者 <span style="float: right;">㊟</span>				
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

5-3-3 「別表第3号様式」

管 理 第 号  公 用 令 書  住所 氏名  災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 土地 管理 家屋 を使用する。 施設 を収用する。 物資  年 月 日  処分権者 <span style="float: right;">㊦</span>							
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

5-3-4 「別表第4号様式」

変 更 第 号  公 用 変 更 令 書  住所 氏名  災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第号） にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これ を交付する。  年 月 日  処分権者 <span style="float: right;">㊦</span>	
変更した処分の内容	

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

5-3-5 「別表第 5 号様式」

<p>取 消 第 号</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">公 用 取 消 令 書</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名</p> <p>災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかると処分を取り消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">処分権者 <span style="float: right;">㊟</span></p>
---

（備考）用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

5-3-6 「別表第 6 号様式」

<p>No.....</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">防 災 立 入 検 査 票</p> <p style="text-align: center;">所 属 職 名 氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>上記の者は災害対策基本法第 71 条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">上士幌町長 <span style="float: right;">㊟</span> 交付責任者 <span style="float: right;">㊟</span></p>
---

※規格 縦 6 センチ 横 9 センチとする。  
（裏）

<p style="font-weight: bold;">注 意</p> <p>1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。 2. 本票は 年 月 日まで有効とする。 3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。 4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。</p>
---

5-4-1 「様式1」 避難所収容台帳（避難所）

（平成19年3月現在）

避難所収容台帳

（避難所）

管理者 認 印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計	（ 日間）					

- 注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

5-4-2 「様式 2」 避難所設置及び収容状況（上士幌町）

（平成 19 年 3 月現在）

避難所設置状況及び収容状況

（上士幌町）

避難所の名称	所在地	種別	開設機関		実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
			月 日から	月 日まで				
計		既存建物						
		野外仮設						

- 注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。  
 2. 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

5-7-1 「様式1」 規制の標識等

規制の標識等



備考

1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2. 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することが出来る。



5-7-2 「様式 1」 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事	印
番号標に標示されている番号		公安委員会	印
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名）			
使用者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備 考 用紙は日本工業規格 A5 とする。

5-12-1 「様式 1」 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害状況

平成 年 月 日 時現在

(上士幌町)

世帯構成員別 被害別	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人世帯	8 人世帯	9 人世帯	10 人以上 世帯	計	小学生	中学生
全 壊 (焼)													
流 失													
半 壊 (焼)													
床上 (下) 浸水													

5-12-2 「様式 2」 物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

平成 年 月 日 時現在

(上土幌町)

世帯	人世帯				人世帯				人世帯				計				備考	
	円				円				円									
品目	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	
計																		

- 注) 1. 本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。  
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。  
 3. 各品目ごとの「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

5-12-3 「様式 3」 物資受払簿

物資受払簿

品目		単位		(上士幌町)	
月 日	摘要	受	払	残	備考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。  
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。  
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

5-12-4 「様式4」 物資給与及び受領簿

物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 2 流失 3 半壊(焼) 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なつた世帯構成員数	人	男 女	人 人
--------------	-----------------------------------	-------------------------	---	--------	--------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

世帯主氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

連絡先(避難所・電話番号等) \_\_\_\_\_

給付(貸与)年月日	品名	数量	備考

5-12-5 「様式 5」 物資の給与状況

物資の給与状況

(上士幌町)

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名 ㊟

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。  
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。  
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

5-27-1 「様式 1」 消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関	上士幌町役場							
		担当者職氏名								
		連絡先	TEL					FAX		
災害の状況・派遣理由	覚知	年 月 時 分								
	災害発生日時	年 月 時 分								
	災害発生場所									
	災害名									
	災害発生状況・措置状況									
派遣を必要とする区域						希望する活動内容				
気象の状況										
離着陸場の状況		離着陸場名								
		特記事項	(照明・㊦マーク、吹き渡し、離着陸場の状況(障害物等)ほか)							
必要とする資機材						現地での資機材確保状況				
						特記事項				
傷病者の搬送先						救急自動車等の手配状況				
他機関の応援状況		他に応援要請している機関名								
		現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者		(機関名) (職・氏名)								
無線連絡方法		(周波数)							H z	
その他参考となる事項										
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考	

5-27-2「様式2」救急患者の緊急搬送情報伝達票

救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日		年	月	日	時	分
1	要請市町村名	上土幌町	電話	FAX		
	担当者	課名	職名	氏名		
2	依頼病院名	電話				
	所在地					
	担当者（医師名）	医師	氏名			
3	受入れ医療機関名					
	所在地					
	電話	FAX				
	受入れ医療機関の了承 有 ・ 無					
4	ふりがな 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女
		体 重	kg	職業		
	ふりがな 住所					
	ふりがな 病名					
5	付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院 ・ 受入医療機関）					
氏 名	医師		年齢	歳	体重	kg
	看護師					
	付添人	続柄				
6	運航上の必要事項					
	(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
	①点滴（規格 ×、重量 g）②保育器（規格 <sup>H</sup> × <sup>W</sup> × <sup>L</sup> 、重量 g）					
	③酸素吸入器（規格 ×、重量 g）					
	④その他（名称、規格 ×、重量 g）					
	(2) 積載される機器の種類、重量及び規格					
	①依頼病院	kg	kg	kg		
	②受入れ医療機関	kg	kg	kg		
現 地 離 着 陸 場						メモ



5-28-1 「様式 1」 自衛隊の災害派遣要請について

年 月 日  
第 号

北 海 道 知 事 様

上 士 幌 町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項  
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

※ 連絡責任者（所属課・係、職名、氏名）及び連絡先を必ず明記のこと。

5-28-2 「様式 2」 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

第 号  
年 月 日

北 海 道 知 事 様

上 士 幌 町 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

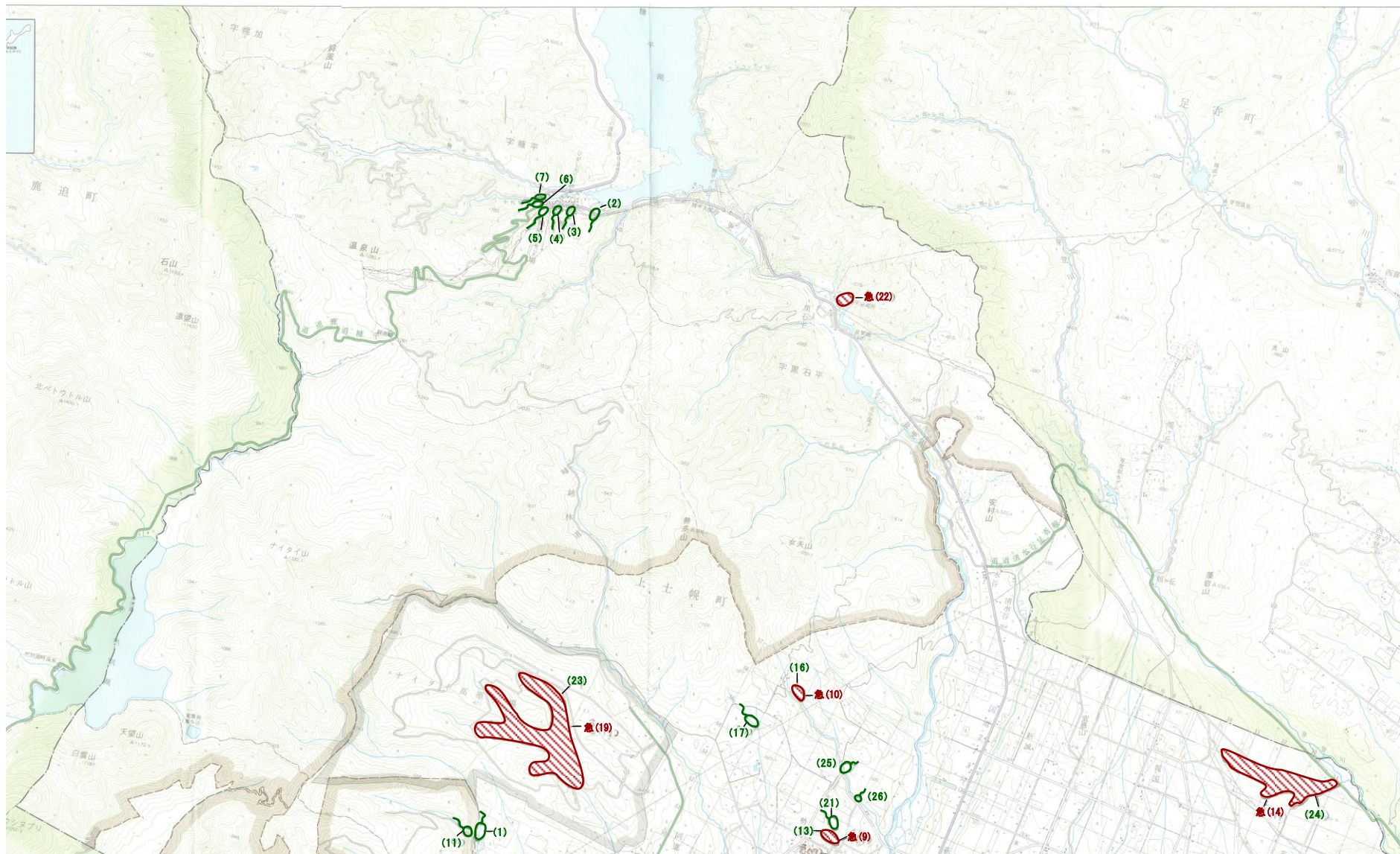
年 月 日付け（要請文書番号）をもって要請した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収されるよう要請願います。

記

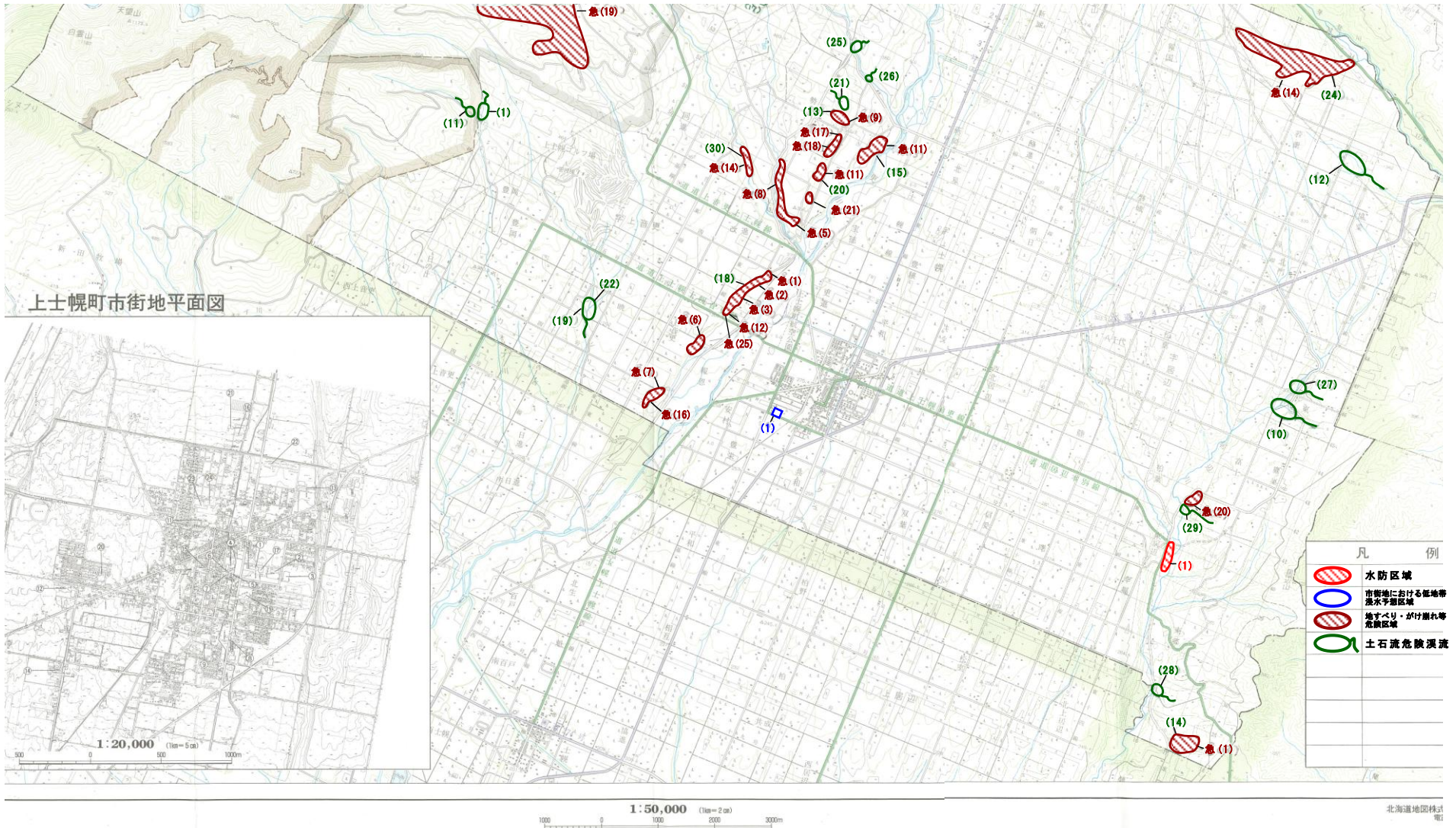
撤収要請日時 年 月 日 時 分

### 4-0-0 「別図 1」 災害危険区域位置図

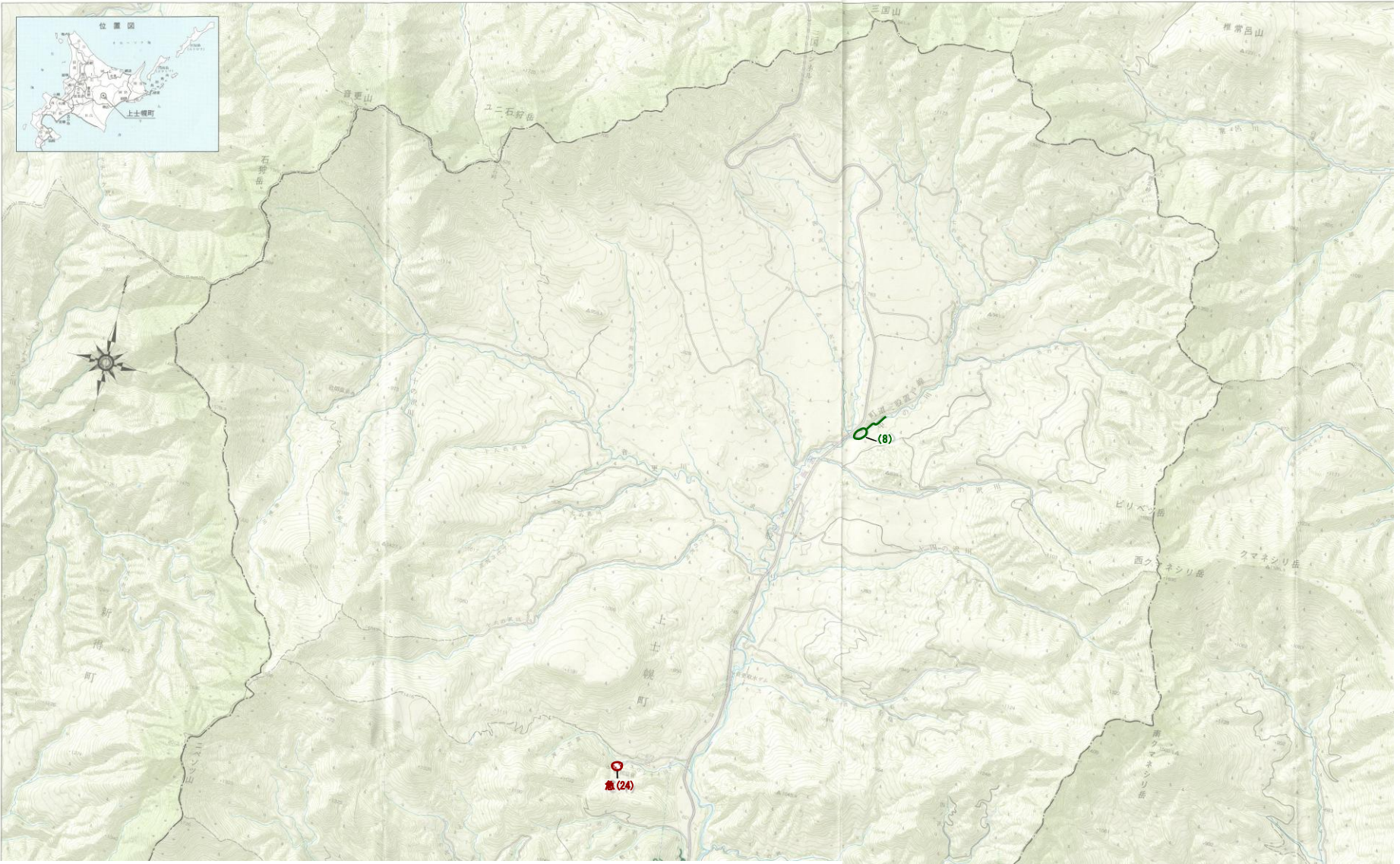
「A-1」※ 出典：災害危険区域を示した「上士幌町要図A、B」を掲載。（原本は1/50,000カラー図）（平成19年6月現在）



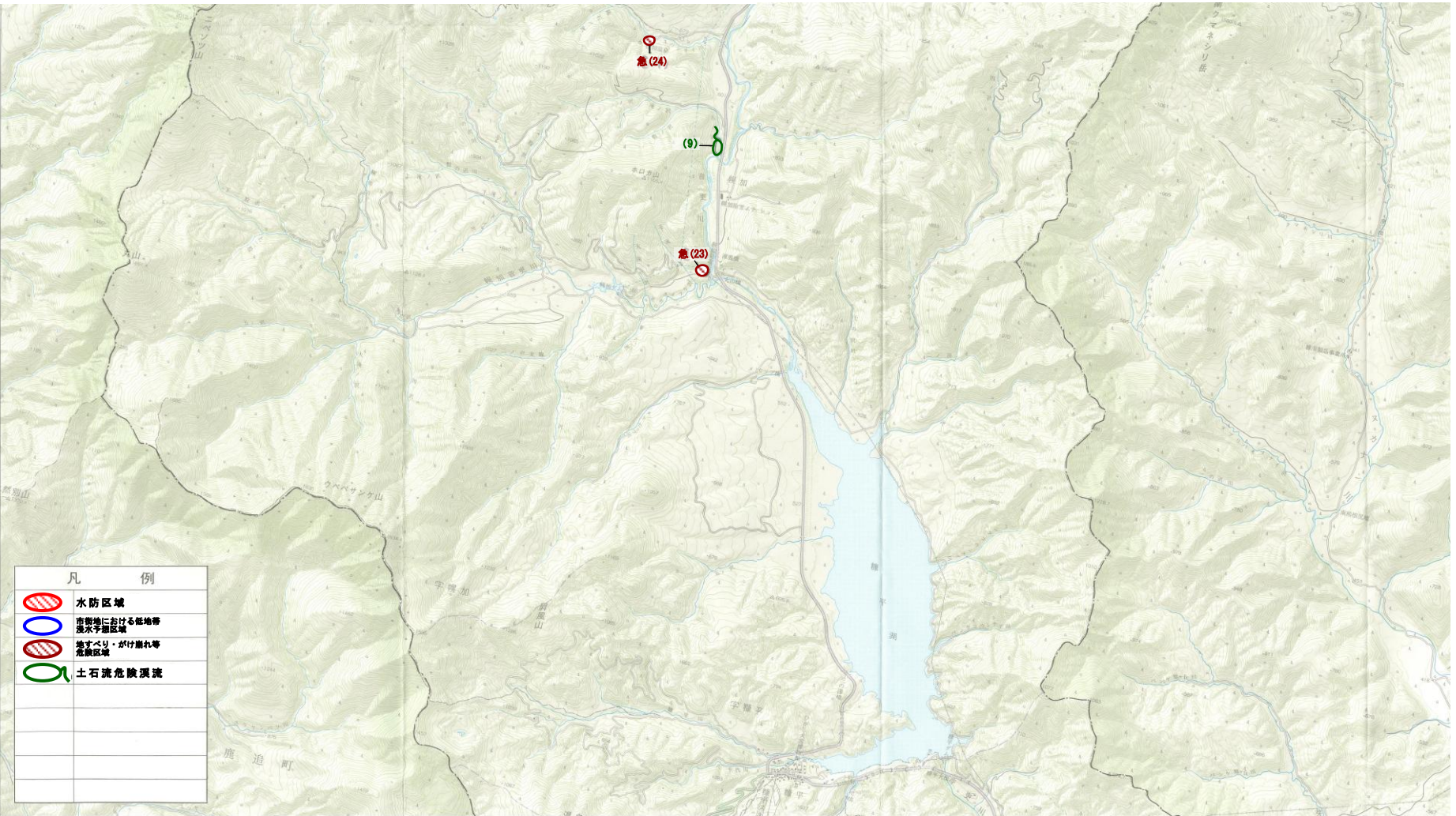
「A-2」※ 出典：災害危険区域を示した「上士幌町要図A、B」を掲載。（原本は1/50,000カラー図）（平成19年6月現在）



「B-1」※ 出典：災害危険区域を示した「上士幌町要図A、B」を掲載。（原本は1/50,000カラー図）（平成19年6月現在）



「B-2」※ 出典：災害危険区域を示した「上士幌町要図A、B」を掲載。（原本は1/50,000カラー図）（平成19年6月現在）



上士幌町地域防災計画

— 資料編 —

---

平成 19 年 6 月

上士幌町防災会議

事務局 上士幌町総務課